

第 V 部 水質環境管理計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の水質環境保全対策は多岐にわたっており、計画を効果的に推進するためには県、関係市をはじめ直接及び間接集水域の事業者や地域住民一人ひとりが計画の趣旨を十分理解し、関係者一体となって積極的な努力を重ねることが重要である。

(1) 県の体制

本計画は、池田湖の水質環境を良好に保全するための基本的な計画であり、計画の目標を維持達成するためには、各種発生源対策、土地利用対策、水面利用対策等総合的な対策が必要である。このため、昭和 58 年 3 月、副知事を本部長とする「地域水質環境管理計画推進本部」を設置し、県庁内関係部課の計画推進に係る総合調整を行っている。

今後も、推進本部を中心とした関係部課の相互の連携の一層の強化を図っていく。

(2) 関係市との連携体制

本計画の実施にあたっては、関係市と県が一体となって共通の認識のもとに環境管理施策の連絡調整、情報の相互提供など緊密な連携が必要であることから、昭和 57 年 6 月、県、指宿市及び南九州市からなる「池田湖水質環境保全対策協議会」を設置し、関係市との連携を図っている。

今後も、当協議会を中心として関係市との連携体制の一層の強化を図っていく。

(3) 地域住民、事業者、関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、地域住民や各種事業主体など広くこの地域に係わりのある人々の環境保全についての意識の高揚と積極的な協力を得ることが必要であることから、これまで、研修会等のほかパンフレット等各種広報媒体を通してその啓発に努めてきており、今後とも、各種広報媒体を通じてその意識啓発に努める。

2 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、水質、底質、生物相等湖水の実態や湖に流入する汚濁負荷の実態はもとより、それをとりまく社会環境の実態も的確に把握し、適切な進行管理を図る必要があり、以下の調査を実施する。

(1) 水質等総合調査の実施

本計画の推進にあたっては、10年ごとに水環境の実態を的確に把握し、その間の成果について評価するとともに、その後の施策の展開に資するため、湖水、河川の水質、底質やプランクトンの状況など、水環境に関する総合的な調査を実施する。

(2) 社会環境調査の実施

本計画の円滑な進行管理を行うため、今後も湖水水質に大きな係わりをもつと考えられる人口や家畜飼養頭数、工場・事業場の状況、畑かん注水の状況、水産養殖の状況など社会背景調査を10年ごとに実施する。

(3) 調査研究

池田湖の水質については、未解明な部分も多いことから、この計画の円滑な推進を図るため、気候変動による影響評価や水質汚濁機構の解明など、必要な調査研究等を実施することとする。

(4) 「流域水循環計画」に基づく取組の推進

「池田湖水質環境管理計画」は、健全な水循環の維持又は回復に取り組む地域計画として、平成30年12月水循環基本法に基づく流域水循環計画に認定されたことから、流域水循環計画に基づく取組状況を情報発信する。

(5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の推進

平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールを提示しているが、この中には水・衛生や気候変動といった水環境に関わるゴールが数多く含まれていることから、本計画における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組状況について情報発信する。

(6) その他

水質環境保全対策をより効果的に推進するため、国に対する技術・財政・法制度での援助の要請をはじめ、地方公共団体等における湖沼の水質環境保全のための施策の動向等情報収集に努めるとともに、施策の導入を積極的に促進する。